

第 152 話<地域振興資金>の要約と参考資料

第 152 話<地域振興資金>の要約

第 1 次知事あっせんが 7 人の患者に 1 人平均 240 万円の補償で妥結したとき、もうひとつ重大な契約が調印されていました。土呂久住民に相談せずに決まった地域振興資金 1 千万円。これに、和合会が繰り返し要求していた農林畜産物被害の補償も含まれていたのです。

第 152 話<地域振興資金>の参考資料

1 5 2 - 1 土呂久を「健康モデル地域」に

1972 年 8 月 10 日夕刊デイリー「補償交渉知事に一任 / 納得いかねば法廷へ / 土呂久のヒ素中毒患者」より

黒木知事はけさ 7 時、高千穂町を訪れ、土呂久鉱害によるヒ素中毒患者ら 8 人と会い、住友金属鉱山との交渉に、仲介の労をとることを伝えた。けさは激しい雨。黒木知事はヒ素中毒患者の鶴野秀男、鶴野クミ、佐藤鶴江、佐藤ノブ子、佐藤アヤ子、佐藤シズ子、佐藤一二三さんと、要観察者の佐藤実雄さんら 8 人の自宅を戸別訪問した。(略)

このあと土呂久公民館で、地域民 30 人と会い、これまでの土呂久問題に対して経過を報告し、地域的な公害問題について対策を説明、土呂久をこんご“健康モデル地域”にして、明るい住みよい村にすることを約束した。

1 5 2 - 2 土呂久鉱山に係る健康被害者救済あっせん案審議専門委員の意見

土呂久鉱山に係る健康被害者補償あっせん案について (1972 年 12 月 27 日) より

* 1 5 0 - 3 と重複

(2) 地域振興のための資金

土呂久地区社会医学的調査専門委員会の報告において土呂久地区の生活環境の整備が必要であるとされていること、また当地域全体が鉱山により何らかの迷惑を被ったものと思われること等を考え合せ、住友金属鉱山株式会社において土呂久地区に対する地域振興のための資金について配慮させることが必要ではないかとする知事の提案は適当である。

1 5 2 - 3 土呂久地区振興資金に関する覚書、確認書等

1) 土呂久地区振興のための資金に関する確認書 (社長、知事、町長)

土呂久地区社会医学的調査専門委員会の報告により慢性砒素中毒症と思われるとされた者に対する住友金属鉱山株式会社（以下「甲」という。）の土呂久鉱山の鉱害に係る損害補償についての宮崎県知事黒木博（以下「乙」という。）の別添のあっせん案のうち、地域振興のための資金に関する部分について、宮崎県高千穂町長（以下「丙」という。）、甲および乙はこれを承諾し、甲、乙および丙はこれを誠意をもって履行することを確認する。この確認を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙は、各自記名押印のうえ各自その1通を保有する。

昭和47年12月28日

甲 住友金属鉱山株式会社
代表取締役社長 河上健次郎 印
乙 宮崎県知事 黒木 博 印
丙 宮崎県高千穂町長 坂本 来 印

2) 健康被害者に対するあっせん案第7項および第8項
あっせん案

昭和47年12月27日

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸〇〇番地

認定患者氏名 殿

住友金属鉱山株式会社

代表取締役社長 河上健次郎殿

宮崎県知事 黒木 博

第七 乙は、甲の属する宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸の土呂久地区（畑中、南、惣見および鉱山の4地区の54世帯）の住民に対して、地域振興のための資金として1000万円を交付する。

第八 前項の地域振興のための資金の使途、その他必要な事項は、乙、土呂久地区住民および宮崎県高千穂町長が宮崎県知事の意見をきいて別途協議して定めるものとする。

3) 委任状（土呂久地区代表が住民54世帯からとりつけた）

私は、昭和47年12月28日付で住友金属鉱山株式会社、宮崎県高千穂町長および宮崎県知事が取り交わした土呂久地区の振興のための資金に関する確認書（以下「確認書」という。）を了承した。については、佐藤福市に次の権限を委任する。

記

確認書に基づき、土呂久地区54世帯を代表して土呂久地区振興のための資金の使途および運営に関する覚書を高千穂町長との間に交換する権限。

4) 覚書（高千穂町長と土呂久住民代表）

高千穂町長（以下「甲」という）と土呂久地区住民 54 世帯の代表佐藤福市（以下「乙」という）の間に、土呂久地区振興のための資金の用途および運営について、次のとおり覚書を交換する。

第1条 乙は、昭和 47 年 12 月 28 日付締結の土呂久地区振興のための資金に関する確認書（以下「確認書」という）の各条項を了解した。

第2条 甲は、乙の地域振興のための資金の用途、その他必要な事項の決定および運営が円滑に行なわれるよう誠意をもって協力する。

第3条 乙は、甲に対し住友金属鉱山株式会社が確認書に定める部落振興のための資金 1000 万円を受領し、かつ領収書を発行する権限を委任する。

第4条 乙は次の計画に従い、地域振興のための資金の用途および運営を行なう。

(1) 土呂久地区振興のための資金 1000 万円を最も有効に活用するため、向う 1 年間甲の名義で高千穂町農業協同組合に預金し、その間甲の意見を聞いて慎重に研究協議し、用途その他必要な事項の決定を行なう。

(2) 乙は前項の決定のうち、預金中の元金にくい込む支出については、知事の意見を聞くものとする。

以上、覚書交換の証として本書 2 通を作成し、甲および乙が各 1 通を保有する。

昭和 48 年 2 月 7 日

甲 高千穂町長 坂本 来 印

乙 土呂久地区住民代表 佐藤福市 印

5) 覚書（社長、知事、町長）

住友金属鉱山株式会社（以下甲という。）と宮崎県高千穂町（以下乙という。）は、昭和 47 年 12 月 28 日甲乙および宮崎県知事（以下丙という。）が取交した土呂久地区振興のための資金に関する確認書（以下「確認書」という。）に関連し、次のとおり覚書を取り交わす。

第1条 甲は昭和 48 年 2 月 7 日付で乙が土呂久地区住民 54 世帯（以下丁という。）との間で、取交した覚書により、丁が確認書を了解したこと、および乙が確認書に定める土呂久地区振興のための資金 1000 万円を甲から受領し、領収書を発行する権限を委任されたことを確認する。

第2条 甲は乙に対し、昭和 48 年 2 月 10 日までに前条の金員を支払うものとする。

2. 乙は、前項の金員を受領したときは、甲に対し、領収書を発行するものとする。

第3条 乙は、丁が第1条の金員の用途について決定する場合、事前に丙の意見を聞き、甲に通知し、その了承を得るものとする。

第4条 この覚書に定めのない事項については、確認書および地域振興の資金支出の趣

旨にのっとり、丙の意見を聞き、甲乙協議の上、円滑に取り進めるものとする。
以上覚書交換の証として本書を2通作成し、甲乙記名なつ印の上、各1通ずつ保有し、
丙にその写を送付する。

昭和48年2月10日

甲 住友金属鉱山株式会社
代表取締役社長 河上健次郎 印
乙 宮崎県高千穂町長 坂本 来 印
立会人 宮崎県知事 黒木 博 印

6) 協議 (町長から知事)

昭和49年2月23日

宮崎県知事 黒木 博殿

高千穂町長 坂本 来

土呂久地区地域振興資金の使途について (協議)

このことについて、昭和47年12月27日付で慢性ひ素中毒症と思われる者との間に妥結した、住友金属鉱山株式会社の土呂久鉱山鉱害にかかる損害賠償についての、宮崎県知事幹旋条項第7の地域振興資金1千万円及び同第8の規定により、資金の使途につき下記条項に基づき協議します。

記

昭和49年2月15日・土呂久公民館総会において、地域振興資金1千万円の使途につき、次のとおり意見の一致をみたとの申入れがあり、検討の結果妥当と認め知事の意見を求めるものであります。

1. 環境整備資金 (個人別計画別紙) として、各世帯に配分したい金額540万円 (1世帯当たり10万円の54世帯分)
理由 土呂久鉱山鉱害により、有形無形の暗いイメージを払拭し、健康で明るく住みよい部落づくりは、まず生活環境づくりからとし各世帯の実情に応じ行いたい。
2. 土呂久公民館振興資金 460万円
理由 土呂久地区住民の振興活動、親睦の場である公民館振興資金として有効に使いたい。
3. この協議事項は、住友金属鉱山株式会社と協議し諒解済みであること。

7) 土呂久振興費使途明細 (土呂久54世帯中18世帯分あり)

表には、「一. 金10万円 使用明細 氏名 印」の欄がある。

18人の使用明細は、墓石代金1人、宅地購入・改造2人、住宅改良2人
屋根4人、台所改善4人、牛購入3人、造林2人

8) 覚書（町長と土呂久住民代表）

高千穂町長（以下「甲」という）と、土呂久地区住民（昭和 47 年 12 月 28 日確認書）54 世帯の代表佐藤重男（以下「乙」という）の間に、土呂久地区振興のための資金 1000 万円の使途及び運営について、次のとおり覚書を交換する。

第1条 甲は土呂久地区振興のための資金の内、54 世帯の決議により 1 世帯当り 10 万円を各世帯の生活改善資金として配分し、残額については知事の意見を聞いて公民館建設資金とすることを了解した。

第2条 乙は前条の資金については使途目的外に支出しないものとする。

第3条 乙は部落振興資金の残金 460 万円について確認書の趣旨にのっとり、土呂久地区振興のため有効に活用するため次のとおり運営を行なう。

（1）乙は振興資金の善良かつ有効な運営をはかるため乙名義で高千穂町農業協同組合に預金し、将来公民館建設資金として活用する。

（2）乙は前項の預金のうち、利子については公民館運営費として支出することができる。

（3）乙は 1 項の資金を住民の総意に基き使途の変更を必要とする事態が発生したときは、予め甲の意見を聞き決定する。

第4条 乙は第 1 条の生活改善資金を配分したときは、土呂久地区住民 54 世帯の各世帯主から受領証を徴し、とりまとめて甲に提出する。

以上覚書交換の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙それぞれ各 1 通を保有する。

昭和 49 年 2 月 28 日

甲 高千穂町長 坂本 来 印

乙 土呂久地区住民代表 佐藤重男 印

9) 領収証（土呂久住民代表から町長）

領収証

一、金 5,162,459 円也

但し、土呂久地区振興費残金 4,600,000 円

自 48 年 2 月 10 日至 49 年 2 月 28 日までの 1,000 万円預金利子

562,459 円

計 5,162,459 円

上記の金額確かに領収しました。

昭和 49 年 2 月 28 日

高千穂町大字岩戸土呂久地区

代表 土呂久公民館

館長 佐藤重男 印

立会人 副館長 小笠原徳一 印

高千穂町長 坂本 来殿

152-4 土呂久地域振興費の使途について土呂久住民の話し合い

土呂久公民館臨時総会議事録（高千穂町作成）の要約

1. 日時及び場所 昭和48年1月19日14時、土呂久公民館に於て

2. 参会者

土呂久公民館管内住民 37名

町執行部 11名

町長、助役、土木課長、農林課長、厚生課長、水道課長、馬原係長

天岩戸支所長、同補佐、富高主幹

議会側 6名

佐藤議長、後藤副議長、黒木正継、金附勲、工藤林、松崎秋雄

富高主幹（進行担当） 開会を宣し、公民館長に挨拶をお願いします。

公民館長（佐藤福市） 住友金属鉱山株式会社から土呂久地区に振興費1000万円が決定しており、その使途について部落内で異論があったので、町長に1000万円の目的についてご説明願ひ、その使い方について皆さんの意見を聞いたうえで、部落の方針を決めたいと思ひ、集会をお願いしたしだいでありませう。

町長 （昨年12月のあっせん交渉の中で）知事のお骨折りにより住友金属鉱山が慢性ヒ素中毒患者の属する土呂久地区の畑中、南、惣見、鉱山の54世帯住民に対し地域振興費として1000万円が決定しているが、使用については地域の皆さんの意見をもとに知事の意見を聞いて決めることになっております。これは過去において土呂久地区の皆さんにご迷惑をかけたということで1000万円をだしていただいたが、会社は農林作物畜産等についても被害をあたえたであろう事を含めて考えているようでありませう。この使い方については皆さんの意見を中心にして決めるが、できるだけ地域振興のために使っていただきたい。

公民館長 座長に小笠原徳一さんをお願いしたいと思ひます。

議長（小笠原徳一） これから質疑を行いますので、意見のある人は遠慮なくご発表願ひます。発言される方は挙手して発言してください。

佐藤正四 新聞記事によれば、振興費1000万円については農林産物被害補償も含まれているように思われるが、あっせん条項はどうなっているか。

町長 あっせん条項にはなにもそんなことは書いてない。住友金属鉱山株式会社の意図は過去において農林産物の被害も含めた考え方をもっていると思われる。

佐藤経春 今後被害の問題が出てきたときは、会社は責任を負わないのではないか。

町長 健康被害については、今後も、前の7名の方の例に従って補償のあっせんをさ

れるが、過去の煙害による農林産物被害については、物証が至難であるので難しいのではないかと思う。

佐藤来 知事、町長が中に立って過去の煙害による農林産物被害は、今度のあっせん条項の振興費とは別に、会社に対し補償のあっせんをしていただけないか。

町長 過去の農林産物被害については、その根拠となる資料等がなく難しいと思う。更にこれらの被害が土呂久、上村、寺尾野、立宿、東岸寺用水まで相当幅広い住民の立場で考慮せねばならぬ。これはこれなりに会社の好意を素直に受けた方がよいと思う。

佐藤正四 町長において、農林産作物畜産物は今次の知事あっせん案条項に含まれていないという一札をいれてもらいたい。

町長 会社の考えは農林産作物畜産物の被害について振興費の中に含まれていると解されるので一札を入れることはできない。

(発言一時中断)

佐藤一作 土呂久地区 54 世帯と明示してある以上、平等な権利があると考えられるが、分けた方がよくはないか。

佐藤菊男 分けるということになると、いろいろ問題が出てくるし、どうかと思う。振興費としてある以上、分けるべきでないと思う。預金しておいて、その金で公民館運営しては。

(後方座席で前者の発言を中心に議論続出。一時騒然となる)

議長 私個人の意見としては、この金を道路改良に使って 5 年かかるところを 3 年で改良舗装をしていただいたらよいのでは。

(会場騒然となる。「それはできない」と強い声あり。議長「あくまで個人の意見」と述べて了解をうる。「10 分間休憩して意見を調整する」と述べて直ちに休憩)

議長 会議を再開する。

佐藤実雄 台所改善も振興ということになるのではないか。

佐藤金男 台所改善に資金があるということで申し込んだが出なかった。10 万円でもためになる。

町長 台所改善も地区の皆さん方の総意であるならばよいのではないかと思うので。知事の意見を聞いて決めたい。

(後方座席から「分けることは喧嘩のもとになる」との発言あり、議論続出)

議長 本日は決定しないで、振興費 1000 万円は町長さんに一応もらって来ていただき、農協預金として 1 年間預けておき、その間に部落でその後の用途について検討することで、今日のところは決めたいと思います。

(後方座席より「異議なし」の声あり。全員了承を確認)

議長 それでは町長さんに金をもらって来ていただくことをお願いし、会議のまとめのまずさをお詫びします。

(議長席をおりる)

町長 ただいま決定されましたことはよいと思いますので、来週早々出県、知事に伝え
ご了解を求めます。今後も、健康被害者の掘り起こし、ズリ対策等環境保全、土壌調査、
水質調査等は、引き続き県、会社に要望し、前向きに取り組んでいきます。

富高主幹 本日の会議を終了し、閉会を宣言する。 (16時10分)

昭和48年1月19日

総会議長 小笠原徳一 印

152-5 土呂久地区振興資金に関する年表

高千穂町企画調整課「土呂久鉱山鉱害調査覚書」P22~P23より

1972年

12月28日 午前9時30分から斡旋案交渉再開し午前11時30分全員について合意
斡旋案妥結す。午後2時30分より住友金属鉱山との公害補償斡旋案妥結調印。(第
一次認定患者・鶴野秀男外6名)16,800,000円。土呂久地区振興のための資金に
関する確認書取り交わし(住友金属鉱山株式会社・県知事・高千穂町長)

1973年

1月19日 土呂久地区振興協議会を土呂久公民館に於て開催(町側出席町長外11名、
議会側議長外6名)。振興費1千万円の使途について協議。1ケ年は農協預金とし、
その間の使途については部落においてじっくり考えることで決定す。

2月7日 土呂久地区振興のための資金の使途及び運営についての覚書交換(土呂久
地区住民代表、高千穂町長)

2月10日 土呂久地区振興のための資金に関する覚書取り交し(住友金属鉱山株式会
社、高千穂町長、県知事)。土呂久地区振興資金1千万円受領(土呂久住民代表農
協預金)

3月14日 土呂久地区嘆願書提出の件をめぐって紛糾し、公民館総会を開催。部落の
要請により町側町長外5名、議会議長外6名出席。本日総会の席において今後部
落はなごやかな村づくりの為、部落内総ての案件、問題を公民館長を中心として話
し合い、部落一丸となって開発のため邁進することを申し合せ決定す。

1974年

2月15日 土呂久公民館総会開催される。この席において明るく住みよい部落づくり
の為、明進会を結成し、この日地区振興費1千万円の使途について協議し、1世帯
あたり10万円を45戸に配分、残金は預金として積立て、将来公民館建設資金と
して活用することを決議す。

2月28日 土呂久地区振興のための資金1千万円の使途及び運営についての覚書交換
(土呂久地区住民代表、町長)

152-6 土呂久地域振興資金に関する新聞報道

読売新聞「複雑な現地の表情 / 土呂久補償解決」(1972年12月29日)より

28日午前9時30分から再開、後藤環境長が3人に「住友鉱山としてはこれが限界」と説得、午前11時30分に全員が合意に達した。

一方、地区振興資金に黒木知事が河上住友鉱山社長とヒザ詰め交渉、正午から1時間で知事提示どおりの金額を社長がのんだ。

(略)

地区の振興資金として、1千万円が補償されたことについて被害者の会の結成を訴え続けてきた佐藤実雄さんは「県の積極的なあっせんでスピード解決できたことには……不明……被害をこうむった地区(不明)配分すべきだ」という。1千万円を世帯別に配分したら約20万円。坂本町長は「地区民と相談して最善の方法をとりたい」といつている。

夕刊デイリー「使い道は地元と町議会で / 農業振興助成の1千万円」(1972年12月29日)

高千穂町は、土呂久公害問題でヒ素中毒認定患者7人と住友鉱山との補償問題が解決したことにともない、きょう午前10時から町役場で報告会を開いた。報告会には、同町議会正副議長と岩戸地区議員が出席、町管理職も臨時出勤、坂本町長からこれまでの経過を聞いた。

このあと、土呂久地区の農業振興助成として、住友側から“志し”として支払われる1千万円については、地区民や町議会と協議して用途を決定、知事の了解を求めることを決めた。なお、土呂久地区の認定患者7人は、午前11時に町役場を訪れ、坂本町長ほか協議中の町議員団、管理職に、補償問題解決のお礼を、明るい表情で述べていた。

朝日新聞「1年は農協預金 / 土呂久の地域振興費 / 使い道を今後調整」(1973年1月20日)

土呂久鉱害の西臼杵郡高千穂町の土呂久地区に鉱業権者の住友金属鉱山から支払われた「地域振興費」1千万円の用途について、土呂久地区住民50人と坂本来・高千穂町長ら町幹部とが出席して19日午後2時から土呂久公民館で話し合い、さしあたって1千万円は1年間定期預金として据置き、この間に地区内で使用方法を調整して決めることになった。坂本町長は来週早々にも黒木知事にこのことを伝え、了解を求める。

話し合いはまず坂本町長が住友金属鉱山との交渉経過を説明、あっせん案によると「地域振興費」は①会社は慢性ヒ素中毒患者の居住地に属する土呂久の畑中、南、惣見、鉱山の4地区54世帯のために交付する、②用途は鉱山、土呂久住民、高千穂町が知事の意見を聞いて決める、となっている。町長は「地区住民の意見を中心にして決めるが、できるだけ地域振興のために使ってほしい」と述べた。

住民らは「1千万円の中身は農畜産物被害を含めたものか」「含めたものなら、これで

過去の農作物被害の要求は打切りになるのか」など、振興費の性格づけに意見が集中した。坂本町長は「会社側の意図は農作物被害を含めた総合的な地域振興費としているようだ」といい、農畜産物被害補償については「具体的な被害ケースがでないとなんともいえない。この問題は土呂久地区から過去に転出した人を含めた幅広い個人の問題になり、過去の被害について調査するにしても根拠になる資料がないので、算出がむずかしいだろう」と答えた。

使途については「早く分配しよう」「村道改良に回す」「公民館建設や運営費に使う」などの意見がだされたがまとまらず、結局、高千穂町農協に1年間定期預金することにした。利息は公民館運営費などに回すことになりそう。

また坂本町長は「土壌調査やズリ対策など環境整備は県、会社とともに前向きに進め、健康被害者の掘起しは努力する」と約束した。